

温泉水

温泉水水質基準

「環境省 温泉法 別表」に基づく

1. 温度(源泉から採取されるとき温度): 摂氏25度以上

2. 物質(下記に掲げるもののうち、いずれかひとつ)

10年に1回の検査

No.	物質名	含有量(1kg中)
1	溶存物質(ガス性のものを除く)	総量1,000 mg以上
2	遊離二酸化炭素(遊離炭酸) CO ₂	250 mg以上
3	リチウムイオン Li ⁺	1 mg以上
4	ストロンチウムイオン Sr ²⁺	10 mg以上
5	バリウムイオン Ba ²⁺	5 mg以上
6	総鉄イオン (Fe ²⁺ +Fe ³⁺)	10 mg以上
7	マンガン(Ⅱ)イオン Mn ²⁺	10 mg以上
8	水素イオン H ⁺	1 mg以上
9	臭化物イオン Br ⁻	5 mg以上
10	よう化物イオン I ⁻	1 mg以上
11	ふっ化物イオン F ⁻	2 mg以上
12	ひ酸水素イオン HAsO ₄ ²⁻	1.3 mg以上
13	メタ亜ひ酸 HAsO ₂	1 mg以上
14	総硫黄 S	1 mg以上
15	メタほう酸 HBO ₂	5 mg以上
16	メタけい酸 H ₂ SiO ₃	50 mg以上
17	炭酸水素ナトリウム NaHCO ₃	340 mg以上
18	ラドン Rn	20 × 10 ⁻¹⁰ Ci (74Bq) 以上
19	ラジウム塩(Raとして)	1 × 10 ⁻⁸ mg以上